平成２３年（フ）第９８号
北海道苫小牧市桜木町１丁目９番８号　バーデンハイツ201
債務者　大塩　幸子（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５６７号
仙台市太白区西中田１丁目22番46号　コーポ清和206
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
仙台市太白区八木山南３丁目12番地の２　エクセルシャトー南八木山107
債務者　澤田　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
仙台市太白区東中田２丁目22番21号
債務者　松山　智夏
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
仙台市青葉区落合５丁目１番10―706号
債務者　古藤野利男
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
茨城県常陸大宮市田子内町3030番地の１
債務者　沼田　茂子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
茨城県常陸太田市金井町3695番地　ドミール太田Ｃ―102号
債務者　高田　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３１２号
茨城県笠間市安居3981―２　シーケル第２岩間社員寮Ａ206号室、住民票上の住所茨城県那珂市古徳761番地２
債務者　石井　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３１６号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート14棟105号、旧住所茨城県日立市多賀町１丁目５番５号
債務者　加藤　重行
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３１７号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート14棟105号、旧住所茨城県日立市多賀町１丁目５番５号
債務者　加藤美智子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３０号
茨城県水戸市平須町1820番地の54　エルディム木村Ｃ棟105号
債務者　吉田　一郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　市営弥生アパートＢ―16
債務者　上原　嗣歩
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４６号
京都市伏見区羽束師鴨川町103番地　シャトーハイガーデンⅠ105号、前住所京都市伏見区久我御旅町５番地24　ハイツ中村２Ｆ５号
債務者　佐藤　義仁
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４７号
京都市伏見区羽束師鴨川町103番地　シャトーハイガーデンⅠ105号、前住所京都市伏見区久我御旅町５番地24　ハイツ中村２Ｆ５号
債務者　佐藤清美こと　嚴　　富閏
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８０６号
京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町281番地　シティハイツ鞍馬口103、前住所京都市下京区中堂寺壬生川町７番地
債務者　徳高　孝昭
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１２号
京都市南区唐橋赤金町67番地の２
債務者　吉　　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係